

(別添)

サテライト設置等提出書類一覧

1 提出書類

以下の(1)~(4)の場合に応じ、必要書類を提出すること。サテライト設置に係る変更届出書類と同時に区画変更届や廃止届が必要な場合は、サテライト設置に係る変更届出書類と同時に提出すること。

- (1) サテライト設置場所に指定事業所等がない場合
サテライト設置に係る変更届出書類の届出のみ
- (2) サテライト設置場所に既に他の指定事業所があり、その区画を変更し一部をサテライトとして使用する場合（例：A事業所のサテライトを同一法人が運営するB事業所（訪問介護）の一部を使用して開設する場合）
A事業所のサテライト設置に係る変更届出書類とB事業所の専用区画変更届が必要
- (3) 既存事業所を廃止しその場所をサテライト事務所として使用する場合（例：B事業所を廃止しその場所をA事業所のサテライトとして使用する場合）
A事業所のサテライト設置に係る変更届出書類とB事業所の事業廃止届が必要
- (4) その他
場合によって提出書類が異なりますので直接お問い合わせください。

【サテライト設置に係る変更届】

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
訪問看護事業所の設置	<ul style="list-style-type: none">・変更届出書（様式第6号）・付表3・主たる事業所の従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）・サテライトの従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）・サテライトの従業員の資格証の写し・サテライトの従業員の雇用が確認できる書類の写し・主たる事業所とサテライトの位置関係が分かる地図・サテライトの平面図（参考様式3）・サテライトを規定する改正前後の運営規程（変更後の運営規程と新旧対照表でも可）	直接窓口 (郵送可)	サテライトの設置と同時に区画変更や事業廃止がある場合等には他に届出が必要

	<ul style="list-style-type: none"> ・自己所有で既存の建物の場合 →サテライトを設置しようとする建物の登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの。写しの場合は原本証明したもの）※保存登記されていない場合は、固定資産税を納入していることが証明できるもの ・自己所有で建築する場合 →サテライトを設置しようとする建物の建築確認通知書又は検査済証の写し（原本証明したもの） ・賃貸の場合 →サテライトを設置しようとする建物の賃貸借契約書、使用承諾書等の写し（原本証明したもの） ・加算を取得しようとする場合のみ →介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） →介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1、1-2） 		
--	---	--	--

※ 複数のサテライト同時設置の場合

→ 変更届出書及び運営規程は1部、その他の添付書類はサテライトごとに必要部数を添付すること。

【専用区画変更届】

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
区画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・各サービスに応じた変更届出書 ・各サービスに応じた付表 ・変更前後の平面図（参考様式3） ・居室面積等一覧表（参考様式4） 	直接窓口 (郵送可)	サテライトの設置と同時に区画変更がある場合はこの届出も必要

【廃止届】

届出内容	提出書類	届出方法	留意点
廃止届	・廃止・休止届出書（様式第9号）	直接窓口 (郵送可)	サテライトの設置と同時に事業廃止がある場合はこの届出も必要

2 サテライト設置に係る変更届出書類作成の手引き

(1) 変更届出書（様式第6号）の記載内容

ア 介護保険事業所番号、事業所名、所在地・・・主たる事業所

イ 変更するサービスの種類 …… 訪問看護、予防訪問看護

ウ 変更の内容 …… 運営規程等の変更の概要を記載

エ 変更年月日 …… サテライト設置日

(2) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務表」という。）について

主たる事業所の勤務表とサテライトの勤務表を添付する。

ア 主たる事業所の勤務表

主たる事業所の従業員の勤務状況を記載。主たる事業所に勤務する看護職員（保健師、看護師又は准看護師）及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を記載する。

→事業所全体としての人員配置を確認するため必要。

イ サテライトの勤務表

アと同じくサテライトの従業員の勤務状況を記載する。

(3) 資格証（写）について

サテライトで勤務する従業員全員分の資格証の写しを添付すること。なお、主たる事業所のみ勤務する従業員の資格証の添付は不要。

(4) サテライト従業員の雇用が確認できる書類（写）について

サテライトで勤務する従業員全員分の雇用が確認できる書類の写し

→雇用契約書・雇用通知書の写し等を添付すること。なお、主たる事業所のみ勤務する従業員の資格証の添付は不要。

(5) 図面

事業所全体がわかる図面。事業所内に専用のスペースを設ける場合、当該事務スペースを明示すること。そのほかに、同図面中に、手指洗浄場所等を明示すること。

(6) 運営規程の変更に関する項目について（運営規程を変更する場合の参考規定例）

第〇条 事業所の名称及び所在地

サテライトを追加。名称、住所等

第〇条 職員の員数及び職務内容

人員増の場合は、その内容を記載すること。

人員の内訳に、サテライト部分を追加。

第〇条 事業所の通常の実施地域

主たる事業所と実施地域が同一の場合は、変更は不要。

主たる事業所とサテライトとで異なる実施地域を設定する場合は、サテライトの項目を追加し、当該地域を記載すること。

第〇条 営業日及び営業時間等

主たる事業所と同一の場合は、変更は不要。

主たる事業所と異なる営業日等を設定する場合は、サテライトの項目を追加の上、当該営業日、営業時間を記入すること。

(7) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

本体事業所の情報を「主たる事業所・施設の所在地」欄に、サテライトの情報を「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」欄に記載すること。

(8) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

ア 記載方法

加算届出書（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）の該当項目を記載。

イ 加算届に関する留意点

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算の算定に当たっては、主たる事業所とサテライトを1事業所として取り扱うこととする。1人の利用者に対し1カ所の事業所に限り算定できる。

サービス提供体制強化加算は、主たる事業所、サテライト全体で、加算の有無を判断する。

(9) その他

前各号に定めるもののほか、その他サテライト設置に係る変更届出に必要な事項は、（介護予防）訪問看護事業に準じた取扱いとする。

3 サテライト設置後の変更届出

サテライトでの従業者変更、事業所内（主たる事業所とサテライト間）の異動等に伴い運営規程に変更が生じた場合は、主たる事業所から変更の届出を行うこと。

4 サテライト廃止の際の届出

サテライトのみを廃止する場合は、主たる事業所名で変更届出書により届出を行うこと。その際に、変更届出書の「変更内容」は、運営規程等の変更の概要を記載し、変更年月日欄には、異動日（サテライト廃止日）を記載。

5 Q&A

Q1 サテライトにおいて、医療保険の訪問看護の提供はできるか。

A1 医療保険「訪問看護」の提供は可能。

Q2 訪問看護ステーションの開設と同時にサテライトを設置する場合、新規指定申請とサテライトの設置に関する変更届を別に出さなければならないか。

A2 サテライト設置も含めた訪問看護ステーション新規指定申請となるので、サテライトの設置に関する変更届を別に提出する必要はない。

Q3 岐阜市（6級地）に本拠地のある訪問看護事業所が、A市（7級地）にサテライトをもって

いる場合、この出張所に常勤している訪問看護師が行う訪問看護は、地域区分として、7級地で請求することになるのか。

A3 本拠地の6級地ではなく、訪問看護を提供したサテライトの地域区分である7級地の区分で請求することになる。

明細書の記載としては、「請求事業者欄」には、事業所番号が附番されている岐阜市にある事業所の状況を記載することになるが、給付費明細欄にある「摘要欄」に「ST」（サテライト事業所の略称の意味）を記載し、「請求額集計欄」にある「単位数単価」は7級地の単位を記載する。

Q4 サテライトの出勤管理はどのように行うのか。

A4 サテライトごとに、出勤簿、タイムカード等により適切に勤務状況等が把握できる体制でなければならない。（出勤簿の場合は、日々の勤務時間も表記すること。）

主たる事業所の管理者は、適切な出勤状況の把握及び管理に努め、勤務体制等が一元的に管理されることが必要である。

Q5 営業日及び営業時間は、どのように定めるのか。

A5 主たる事業所の営業日、営業時間にかかわらず、サテライトごとに定めることができる。